県警だより





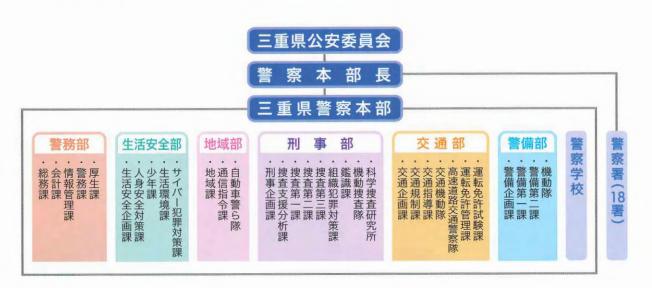
三重県警察

() 三重県警察のしくみ

(1) 公安委員会

警察行政の政治的中立性と民主的統制を確保するため、警察法の規定に基づき、合議制の行政 委員会である三重県公安委員会が設置され、三重県警察を管理しています。知事が県議会の同意を 得て任命した3人の委員で構成されており、令和4年4月 | 日現在、金融機関役員(男性)、報道機関 役員(男性)、卸売業役員(女性)が選ばれています。

公安委員会は、運転免許、交通規制、各種営業監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内の事件・事故・災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議等の機会に警察本部長らから報告を受け、これを指導することにより、警察を管理しています。



(2) 組織·定員

警察官

三重県警察の組織は上図のとおりです。警察本部に6つの部があり、職員の教育訓練を行う警察 学校が付置されています。県下に 18 の警察署があり、その下に 195 の交番・駐在所があります。定

員は3,492人で、内訳は下表のとおりです。 ほかに 採用後に市役所や県庁 警察庁 在外公司

3.087人

ほかに、採用後に市役所や県庁、警察庁、在外公館、民間 団体等に出向し、又は派遣されて働いている者もいます。

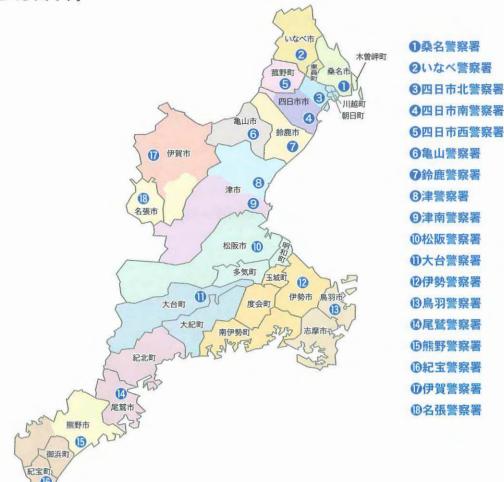
事務官、技官	404 人	巡到
		警部
警察本部勤務	約1,200人	警部
署の本署勤務	約1,600人	警袖
交番・駐在所	約600人	警袖

巡查·巡查長	938人
巡査部長	912人
警部補	881人
警部(署の課長等)	235人
警視(署長、本部課長等)	113人
警視正(署長、本部部長等)	8人

【警察本部本庁舎】

(3) 警察署の管轄区域

18の警察署の名称と管轄区域は、次の地図のとおりです。最も大規模な四日市南警察署(管内人口約 16万5,500人)の定員は242人、最も小規模な大台警察署(管内人口約 1万7,000人)の定員は43人です。



(4) 警察署協議会

県内全ての警察署には、警察法の規定に基づき警察署協議会が置かれています。署長が管内で暮らしたり働いたり学んだりする方々の意見や要望を聴くとともに、その理解と協力を得るための制度です。

委員は三重県公安委員会が委嘱しており、最も多い 署で 13 人、最も少ない署で5人です。管轄区域内の 住民のほか、市町の職員や学校の教員のような地域の 安全をめぐる課題に意見を述べるにふさわしい者が選 ばれ、外国人や学生も含む、幅広い知識や経験を有す る方々が活躍しています。



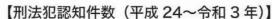
【警察署協議会の開催状況】

02 犯罪情勢等

(1) 刑法犯の認知件数

令和3年中の刑法犯認知件数は 7,410 件で、前年と比べ 1,150 件減少し、戦後最少を更新しました。中でも窃盗犯の減少が大きく、966 件減少しています。 10 年前の平成 24 年 (21,493 件)と比べると約 34.5%の水準まで、ピークであった平成 14 年中 (47,600 件)と比べると約 15.6%の水準に減少しています。官民挙げての総合的な犯罪対策が効果を上げたものと評価できます。

一方で、重要犯罪(殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買)の認知件数は 97 件で、前年と比べ 26 件増加し、中でも性犯罪の強制性交等と強制わいせつで 25 件の増加となっています。





【令和3年中の主な犯罪の認知・検挙状況】

		認知件数		認知件数 検挙件数		件数	検挙	人員	検挙率	
			増減		増減		増減		増減	
	刑法犯	7,410	-1,150	3,421	-170	1,846	-17	46.2%	4.2	
	重要犯罪	97	26	87	16	72	2	89.7%	-10.3	
	重要窃盗犯	750	-265	690	81	94	12	92.0%	32.0	
	特殊詐欺	110	-12	37	-63	17	-10			
100	暴力団犯罪			226	-54	113	-6			
	薬物事犯			186	-9	106	-9			
来	日外国人犯罪			237	-21	153	-7			

(2) 重要犯罪の検挙状況

令和3年中の重要犯罪の検挙件数は87件(前年比+16件)、検挙人員は72件(前年比+2件) といずれも前年と比べて増加しました。検挙率は89.7%で、ここ数年は9割前後の検挙率を維持しています。

【重要犯罪の認知	検挙状況	(平成 24~令和 3年)]
	スールル	

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	133	131	115	91	98	85	98	77	71	97
検挙件数	89	80	86	74	95	80	85	73	71	87
検挙人員	80	58	90	60	64	59	61	70	70	72
検挙率	66.9%	61.1%	74.8%	81.3%	96.9%	94.1%	86.7%	94.8%	100.0%	89.7%

(3) 科学捜査の推進

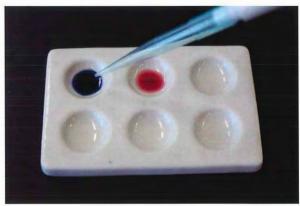
警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、薬物鑑定、画像鑑定等の科学技術の活用を推進しています。

警察本部には、こうした様々な鑑定を行う科学捜査研究所のほか、防犯カメラ画像の収集・分析や、犯行場所・時間帯、犯罪手口等から犯人像のプロファイリングを行う捜査支援分析課、現場に残された指紋や血痕、体液等の資料を採取する鑑識課が置かれ、警察署と連携し、犯人の特定や犯罪の立証に不可欠な客観証拠の収集・鑑定を行っています。

このようなニーズに対応できるようにするため、令和4年度には、最新の設備や機器を備えた科学 捜査研究所の新庁舎の整備に向けた設計を行っていきます。



【鑑定作業中の技官】



【薬物の呈色試験】

トピックス

特殊詐欺の現状と撲滅のための取組

(1) 現状

特殊詐欺は、面識のない被害者に電話をかける(こうした架電は「アポ電」と呼ばれます。)などして 対面することなく信頼させ、不特定多数の者から現金等をだまし取る事案ですが、最近では、

- 市役所職員等をかたって給付金や還付金が受け取れる旨説明し、ATMを操作させて現金をだまし取る「還付金詐欺」
- 警察官等をかたってキャッシュカードが悪用されている旨説明し、被害者の自宅 を訪問してキャッシュカードを盗み取る「キャッシュカード詐欺盗」
- 医者や息子等をかたって現金をだまし取る「オレオレ詐欺」

といった手口が目立ってきています。

令和3年の特殊詐欺被害は、認知件数が 110件、被害額は約1億9,250万円であり、前年に比べて 12件、約2億3,560万円減少しましたが、一方で還付金詐欺は35件認知し、前年よりも34件増と大幅に増加しています。被害者は、約8割が65歳以上の高齢者となっているほか、被害の多くが、自宅固定電話への犯人からの電話が起点となっています。

		被害	額	前至	年同期比(増減)
	発生件数		うち引出額	発生件数	被害額
オレオレ詐欺	10件	約1,730万円	約90万円	+9件	+約1,610万円
預貯金詐欺	9件	約1,020万円	約1,020万円	-37件	-約4,560万円
架空料金請求詐欺	30件	約9,560万円		-5件	-約1億9,600万円
融資保証金詐欺	2件	約470万円		-4件	-約610万円
還付金詐欺	35件	約2,930万円		+34件	+約2,830万円
金融商品詐欺	0件	0円		-1件	-約1,660万円
ギャンブル詐欺	1件	約220万円		-1件	-約130万円
交際あっせん詐欺	0件	0円		±0件	0円
その他特殊詐欺	0件	0円		±0件	0円
キャッシュカード詐欺盗	23件	約3,320万円	約3,320万円	-7件	-約1,440万円
「特殊詐欺」合計	110件	約1億9,250万円	約4,420万円	-12件	-約2億3,560万円

【令和3年中の特殊詐欺の被害状況】

(2) 撲滅のための取組

警察では、特殊詐欺の犯行グループの検挙と実態解明を推進するために、「だまされた振り作戦」による現金受取型の犯人の検挙活動、携帯電話事業者に対する契約者確認の求めや金融機関に対する口座凍結依頼などによる犯行ツールの無力化などを実施しています。

~「だまされた振り作戦」とは~

特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺 であると見破った場合に、だまされた振 りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする 約束をした上で警察へ通報してもらい、 自宅等の約束した場所に現れた犯人を 検挙する検挙手法。



【自動通話録音警告機】

固定電話に簡単に設置できる警告機で、 電話の発信者に対し警告メッセージを流せ るほか、通話内容を自動録音できます。 県内 18 警察署で無償貸与しています。

被害に遭いやすい高齢者に対して、高齢者宅を戸別に訪問して具体的な犯行手口や被害実態の丁寧な説明、犯人から電話を受けないための常時留守番電話設定や防犯機能を備える機器の設置などについて直接的・個別的な働き掛けを行っています。また、高齢者向け宅食業者や乳製品宅配業者等の高齢者と接する機会の多い事業者の協力を得て、啓発チラシを活用した配達時における注意喚起を行っています。

さらに、アポ電の警察認知状況について、県警ホームページへの速 やかな掲載やツイッター投稿、新聞社への提供(前週分を毎週火曜 日に掲載。多数発生日は翌日に掲載。)を行っているほか、あらゆる広 報啓発活動によって最新の犯行手口を広く県民に知らせたり、金融機 関やコンビニの協力を得て、高額の預金を引き出そうとする高齢者、 高額の電子マネーを購入しようとする顧客への声掛けや警察への情 報提供依頼などの被害防止対策も行っています。



【電話機対策啓発用チラシ】



【SOS47メンバー出演の広報用動画】



【高齢者向け宅食業者に対する啓発チラシの交付】

03 身近な犯罪と被害者・相談者への対応

(1) 犯罪被害者支援

犯罪や交通事故の被害者(御家族・御遺族を含みます。)は、怪我や財産の喪失等の直接的な被害に加え、捜査への協力や裁判への参加、再被害への不安、心ない噂話等による二次被害、心身の不調や後遺症、就労への障害等の様々な負担や苦しみを被ることが少なくありません。

警察では、関係機関・団体と協力しながら、捜査経過や刑事手続の説明、臨床心理士によるカウン

セリング、公費負担制度による経済的負担の軽減、 一時避難措置等の支援施策を推進しています。こう した取組を推進するため、平成 3 | 年には「三重県 犯罪被害者等支援条例」が施行されたほか、県内 の市町においても同趣旨の条例の制定が進んでい ます。

また、令和3年3月には、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、同計画を踏まえた多様な支援施策の推進を図っています。



【刑事手続・支援制度の説明(被害者は模擬)】



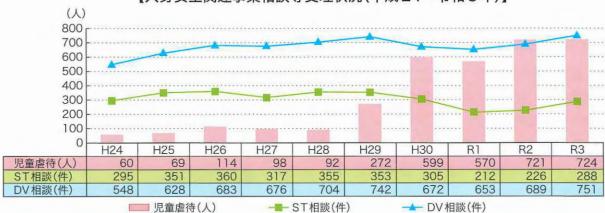
- 中高生等に対して、犯罪や交通事故の被害者の御遺族が直接体験を語りかけることで、命の大切さや被害者支援への理解を深めていただく「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。
- ひとりで悩まずにまずは相談してください。

(2) ストーカー事案、配偶者からの暴力事案

令和3年中、警察ではストーカー事案の相談を 288 件、配偶者からの暴力事案 (ドメスティックバイオレンス) の相談を 75 I 件受理しました。こうした事案は、私的な人間関係に起因し、被害の実態が掴みづらく潜在化しやすい一方、加害者の執着心や支配意識が非常に強いものが多く、強い加害意識を有する場合は検挙されるリスクを顧みず大胆な犯行に及ぶことがあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いという特徴があります。

このため、警察では被害者やその家族等の安全確保を最優先に、加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく行政処分、指導のほか、IIO 番通報受理時に事案情報が表示されるシステムの活用、パトロールの強化、防犯カメラの設置、その他被害防止のための援助を行うなど、迅速で的確な対応を推進しています。また、自治体、関係機関等と連携して再犯防止対策や保護対策に取り組んでいます。

【人身安全関連事案相談等受理状況(平成24~令和3年)】



(3) 児童虐待事案

令和3年中、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は724人でした。児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴があります。

このため、警察では児童の安全確保を最優先に、事 案認知時の早期現場臨場による児童の安全確認、児 童相談所への通告又は情報提供を徹底するなど、迅 速で的確な対応を推進しています。また、事案に応じて 厳正な捜査を行い、捜査を契機とした児童の安全確 保を図っています。その他、要保護児童対策地域協議 会への参画、児童相談所等との合同訓練の実施など、 平素から関係機関と緊密に連携を図り、児童の安全 確保に向けた対策を推進しています。



【児童相談所等関係機関との合同訓練】

(4) 子供の性被害防止対策

SNSの利用をきっかけに強制わいせつや児童ポルノ等の性被害に遭う児童が後を絶ちません。令和3年中の被害児童数は II 人でした。言葉巧みに誘い出され、わいせつな行為をされたり、脅されたり、だまされたりして自身の裸の画像や動画を送信させられる「自画撮り被害」に遭う事例がみられます。

警察では、これら犯罪の取締りを強化するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や児童を対象に、インターネットの利用に伴う具体的危険性や必要な情報モラル、フィルタリングの利用等に関する広報啓発活動に取り組んでいます。また、SNS上のサイバーパトロールを実施し、児童の性被害に繋がるおそれのある書き込みに対しては、警察から直接注意喚起を実施するなど、被害を未然に防止するための活動に注力しています。



【県警ホームページ】

(5) サイバー犯罪対策

インターネットが県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間は県民の日常生活の一部となっています。こうした中、サイバー空間における脅威は深刻な情勢が続いており、金融機関、ショッピングサイト、宅配事業者等の実在する企業を装う偽メールによる被害やキャッシュレス決済サービスを悪用して預金を不正に引き出す事案など、県民に身近なサイバー犯罪も発生しています。令和3年中のサイバー犯罪やインターネットのトラブル等に関する相談件数は約3,000件で、その

うちインターネットを使った詐欺や悪質商法に関する相談が **愛** 約4割を占めています。

また、同年中、インターネットサイトへの登録に必要な本人確認手続き「SMS認証」を代行し依頼者にアカウントを不正に取得させたなどとして、SMS認証代行者及び依頼者を逮捕するなど 181 件のサイバー犯罪を検挙しました。

警察では、サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー犯罪に対する取締りを強化しているほか、産学官連携の枠組みである「三重サイバーセキュリティ・アイザック」、三重県警察サイバー防犯ボランティア等と連携した被害防止対策を推進しています。



三重県警察広報室 @Mpp_mie · 2月1日 【サイバー犯罪対策課から】

2月1日(火)~3月18日(金)は サイバーセキュリティ月

【サイバーセキュリティ月間の広報】

(6) 登下校時における子どもの安全確保対策

地域社会の犯罪防止には、警察や自治体の取組のほか住民、事業者、学校等教育機関等の参画は不可欠です。犯罪情勢が深刻化していた平成15年頃から、県内各地域で防犯ボランティア団体が多く結成されるようになり、令和3年12月現在で887団体が活動しています。警察では、こうした団体に対し、犯罪情報や活動物品の提供、活動に関する助言等の様々な支援を行っています。例えば、青色回転灯を装備した車両で通学路のパトロールを行う団体に対し、ドライブレコーダーとイラストを織り交ぜた「ドライブレコーダー録画中」と記載したマグネットシートを貸与するなど、より安全で親しみやすいパトロールを行っています。

また、自主防犯活動への現役世代の参画を促進するため、主に子どもの通学路に面した事業所等のうち、子どもの保護活動や見守り活動の実績があり、今後もその活動を継続的に実施していく意欲のある事業所等を「子ども安全・安心の店」として認定し、子どもの保護活動のほか、県警が配布した

ジャンパー等を着用して子どもの見守り活動を行っていただいており、令和3年 | 2 月末現在で | ,26 | 事業所を認定しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大する情勢下に おいて、ビデオ会議システムを活用したリモート形式による 非対面・非接触の防犯教室を実施することにより、感染対 策に配意した上で子ども達に継続した防犯教育を行って います。



【リモート形式による防犯教室】

04地域警察活動

(1)交番・駐在所の活動

交番・駐在所ではパトロール等の街頭活動を始め、担当地域の家庭等を訪問し、意見・要望の聴取 を行う巡回連絡のほか、事件・事故に即応する活動を行い、地域住民の安全・安心の確保に努めてい ます。令和4年4月1日現在、県内に交番59か所、駐在所136か所が設置されています。



【交番における住民からの相談受理】



【街頭におけるパトロール】

(2) 執行隊機能の強化

パトカーの機動力をいかした警ら活動を行う所属として、令和3年3月、地域部に「自動車警ら隊」を設置しました。自動車警ら隊は、警察本部に設置された執行隊として、県内全域で、犯罪の予防を目的としたパトロール、事件事故への初動対応、犯罪検挙や交通指導取締りなどを実施しています。

(3) 110 番通報の受理

令和3年中の 110 番受理件数は 90,650 件であり、1日平均約 250 件を受理しています。

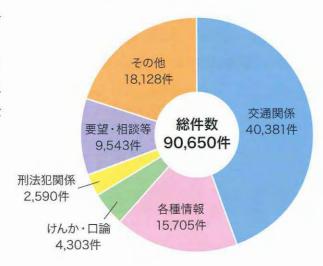
警察では、日本語を解さない外国人からの 110番通報に対応するため、通訳人を含めた三 者通話方式による受理のほか、聴覚・言語に障 がいのある方のための

- ·ウェブ | 10番(http://mie110.jp)
- ·FAXIIO番(059-229-0110)
- ・110番アプリシステム

を運用しています。



【繁華街のパトロール】



(4) 鉄道施設等における安全対策の実施状況

令和3年中、小田急線及び京王線において刃物使用の殺人未遂事件等が相次いで発生しました。警察では、県下全域で、パトカーによる駅付近の警戒、鉄道警察隊員等による駅利用者が多い時間帯を中心とした駅舎・ホームへの立寄り警戒や列車警乗など、制服警察官による「見せる警戒」を強化し、不審者への職務質問や駅員・利用客等への声掛けを行い、同種事案の発生防止及び鉄道利用者の安心感の醸成を図っています。

また、駅員等への刺股等の装備資機材を活用した制圧要領の実技指導、鉄道事業者が行う手荷物検査に関する助言・指導を実施するなど、鉄道事業者との連携を一層緊密にしています。



【鉄道警察隊員による列車警乗】



【制圧要領の実技指導】

(5) 山岳遭難・水難の発生状況と事故防止に向けた取組

令和3年中、県内の山岳遭難は65件発生し、遭難者数は80人、うち6人が亡くなりました。また、水難は27件発生し、水難者数は34人、うち17人が亡くなりました。

警察では、こうした事故の防止に向けた取組として、県警ホームページやツイッター等の各種媒体を活用した広報啓発、登山口や海上等における関係機関と連携した安全指導、登山計画書の電子申請システムの構築(QRコードの掲示)、関係機関との合同訓練などを行っています。



【三重県電子申請システムによる登山届の提出】



【登山口でのQRコードの掲示状況】

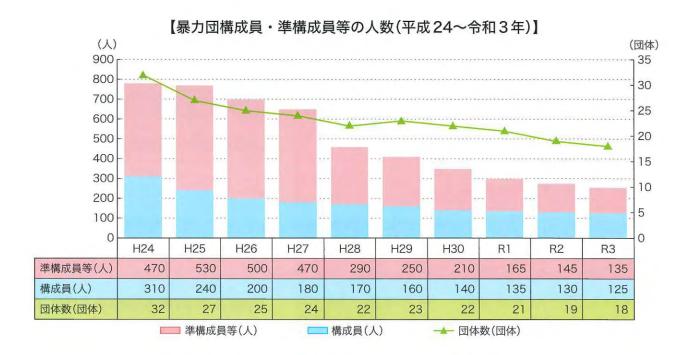
05組織犯罪対策

(1) 暴力団情勢

令和3年中の暴力団犯罪の検挙人員は I I 3 人、検挙件数は 226 件となっています。徹底した取締りや社会のコンプライアンス意識の高まり、行政・市民・企業が協力して取り組んだ暴力団排除活動が奏功し、県内の暴力団勢力はこの I 0 年間で3分の I に減少しています。

一方、六代目山口組と神戸山口組は平成27年の分裂以降、対立抗争の状態にあります。

令和2年1月、暴力団対策法の規定に基づき、桑名市を警戒区域に、両団体を特定抗争指定暴力 団に指定し、区域内における対立組織の構成員や居宅・事務所に対するつきまとい・うろつき、多数で の集合、両団体の事務所への立ち入りを禁止するなど、引き続き警戒をしています。



(2) 薬物事犯

令和3年中の薬物犯罪の検挙人員は 106 人で、覚醒剤事犯が全体の約7割を占めています。他 方で、大麻事犯がここ数年、20 代以下の若年層を中心に増加傾向にあり、全国的な傾向と一致して います。

警察では、乱用者や密売組織の取締りを徹底するとともに、小学校・中学校・高校や民間団体と連携して行う薬物乱用防止教室の充実を図るなど、特に若年層への働き掛けを強化しています。また、薬物依存から抜け出したい者を支える医療機関・相談機関を検挙された者に紹介したり、その家族への情報提供を行うなど、再乱用防止対策も行っています。

【薬物犯罪の検挙状況(平成24~令和3年)】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
検挙	人員(人)	123	145	155	143	129	117	112	115	115	106
	覚醒剤	115	133	140	128	106	99	84	85	79	77
	大 麻	7	7	11	7	18	16	28	30	31	24
	その他	1	5	4	8	5	2	0	0	5	5
検挙	件数(件)	181	190	200	190	186	196	205	191	195	186
	覚醒剤	159	171	175	165	151	167	160	133	142	128
	大 麻	16	12	16	11	23	24	40	54	45	47
	その他	6	7	9	14	12	5	5	4	8	11



【押収した大麻草】



【薬物密売事件の証拠品】

(3)来日外国人犯罪の検挙状況

令和3年中の来日外国人犯罪の検挙件数は237件、検挙人員は153人で、共に前年より減少しています。刑法犯の検挙は、検挙件数が124件、検挙人員が85人となっています。刑法犯の中では窃盗の検挙件数が72件、検挙人員が49人と割合が最も高くなっています。

特別法犯の検挙は、検挙件数が 113 件、検挙人員が 68 人となっています。特別法犯の中では、出入国管理及び難民 認定法違反の検挙件数が 56 件、検挙人員が 34 人と割合 が最も高くなっています。

国籍別では、ベトナム人、ブラジル人、中国人、フィリピン人の順に多く、これらで全体の 6 割を超えています。

在留資格別では、正規滞在者は 106 人(前年比-3人)、不法滞在者は 47 人(前年比-4人)です。正規滞在者の中では定住者が 52 人と最も多くなっています。

【令和3年中の国籍別検挙人員】



【過去 10 年間の検挙状況(平成 24~令和 3 年)】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
検挙	人員(人)	140	128	126	108	84	99	120	120	160	153
	刑法犯	115	96	77	73	51	71	67	68	92	85
	特別法犯	25	32	49	35	33	28	53	52	68	68
検挙	件数(件)	406	332	317	358	173	193	166	212	258	237
	刑法犯	362	295	253	314	114	150	92	146	160	124
	特別法犯	44	37	64	44	59	43	74	66	98	113

06 交通安全対策

(1) 交通人身事故の発生状況

令和3年中の交通事故死者数は 62 人で、前年より II 人減少し、統計を開始した昭和 29 年以降の最少を更新しました。また、人身事故の発生件数は 2,722 件で、前年より 244 件減少し、10 年前の平成 24 年と比べて約4分の I の水準です。いずれも長期的に見て減少傾向にあります。

死亡事故の内訳には、次のような特徴が認められます。

- ① 人対車両の事故が減少(21件。前年より4件減。このうち 12人が道路横断中)
- ② 自転車乗車中の死者が増加(10人。前年比で1人増加)
- ③ 65 歳以上の高齢者の死者が多い(40人。全死者の約6割(64.5%)を占める)

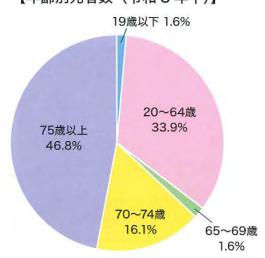
【交通事故死者数等の状況(平成 24~令和 3年)】



【状態別死者数(令和3年中)】

歩行中 33.9% 死者 62人 自転車乗車中 16.1% 二輪車・ 原付乗車中 14.5%

【年齢別死者数(令和3年中)】



(2) 横断歩行者の安全対策

令和3年の日本自動車連盟(JAF)が行った「信号機のない横断歩道における停止状況全国調査」では、当県内の停止率は47.0%まで向上しましたが、未だ半数以上が停止していない状況です。

県警察でも県内 36 か所で停止率を調査していますが、令和3年は 45.8%という結果でした。このため県警察では、交通指導取締りを含め歩行者保護対策の強化を図っており、加えて令和3年からは「横断歩道"ハンドサイン"キャンペーン」と称して、自らの安全を守るための交通行動として、全ての年齢層の歩行者に対し、

- 横断歩道を横断するときは少し手を上げる
- 運転者に顔を向けるなどして運転者に対して 横断する意思を明確に伝える
- 安全を確認してから横断を始める ことを促す交通安全教育活動に取り組んでいます。

【信号機のない横断歩道における一時停止率】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
JAF調査	1.4%	3.4%	27.1%	47.0%
県警調査		20.7%	36.3%	45.8%





横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときに自動車が一時停止することは、単なるマナーではなく 罰則のある法律上の義務です。県警察では、横断歩行者妨害を厳正に取り締まるほか、この規定の 周知と遵守を目的とした交通安全教育・広報啓発活動にも注力しています。また、令和3年から非接 触・非対面のリモート授業を行うシステムの運用を開始し、参加体験型の交通安全教育と併用して、 効率的かつ効果的な交通安全教育に取り組んでいます。



【リモート授業】



【参加体験型交通安全教育】

(3) 交通安全施設等の整備

老朽化した信号機、道路標識・標示といった交通安全施設等の更新整備が課題であり、更新整備が不十分な状態では、交通規制の実効性を確保することはできません。このため、更新基準等に基づき優先順位を考慮して、交通安全施設等の適正かつ適切な更新整備に注力しています。

また、交通環境等の変化により交通実態に適合しなくなった交通規制や法定で担保できる交通規制等については、積極的な見直しを推進していきます。



【横断歩道塗り替え前】



【横断歩道塗り替え後】



【交通規制見直し前】



【交通規制見直し後】

(4) 運転免許証の自主返納制度

運転に不安を感じる方等が、自主的に運転免許証の返納(全部取消し又は一部取消し)を申請できる制度があり、また、運転免許証を返納された方(全部取消)は、身分証明書として利用可能な「運転経歴証明書」の交付を申請することができます。自主返納及び運転経歴証明書は、運転免許センター及び警察署だけでなく、交番・駐在所でも申請ができます。

また、安全運転を継続するための助言・指導、自主返納制度に関する運転適性相談を受け付けています。

【自主返納件数及び運転経歴証明書交付件数】

		H29	H30	R1	R2	R3
自主返納件数		6,489	6,147	8,419	7,622	7,140
	75 歳以上	4,573	4,822	5,992	5,129	4,842
運転経歴証明	運転経歴証明書交付件数		5,617	7,601	7,026	6,384
	75 歳以上	4,229	4,373	5,378	4,690	4,323

07公安の維持

(I) 警衛·警護

皇室の方々が御出席になる行事や要人が出席する国際会議などが県内で開催される場合には、 警察において警衛・警護警備を実施しています。警衛警備に際しては、皇室と国民との親和に配意し つつ、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図っています。また、警護警備に際 しては、依然としてテロ等違法事案の脅威が継続する中、所要の対策を推進し、来県する内外要人の 身辺の安全を確保しています。



【両陛下の御来県】



【内閣総理大臣の神宮参拝】

(2) テロの未然防止対策

テロの未然防止のためには、警察だけでなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携した諸対策を推進する必要があります。

例えば、官公庁、ライフライン、公共交通機関、大規模集客施設等で構成する「テロ対策パートナーシップ」の取組では、「テロを許さない社会・地域づくり」というスローガンの下、官民一体となって情報 共有や訓練等を推進しています。



【列車内におけるテロ対策訓練】



【同左(不審物件の処理)】

(3) 災害への備え

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ地震を始めとする大規模災害に的確に対処できるよう、 災害に関する危機管理体制の点検や関係機関と連携した実戦的な訓練の実施など、災害対処能力 の向上を目指した様々な取組を推進しています。

また、他の都道府県で大規模災害が発生したときは、広域緊急援助隊を始めとする警察災害派遣隊を被災地に派遣し、被災者の避難誘導及び救助、被災情報の収集、緊急交通路の確保、検視・身元確認、安否情報の提供等を行います。

令和3年7月の静岡県熱海市における土石流 災害では、当県警の広域緊急援助隊警備部隊 を派遣し、行方不明者の捜索・救助活動を行い ました。さらに、令和3年度は、三重県において 中部管区広域緊急援助隊合同訓練を実施し、 各部隊の対処能力の向上を図りました。



【静岡県に派遣した警備部隊の捜索活動】

(4) 機動隊の活動

機動隊は、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設の部隊であり、集団不法事案に対する治安警備、警衛・警護警備、災害警備等に従事しています。また、機動隊では、専門的な知見・能力が求められる様々な事案に対応できるよう専門部隊も編成しています。

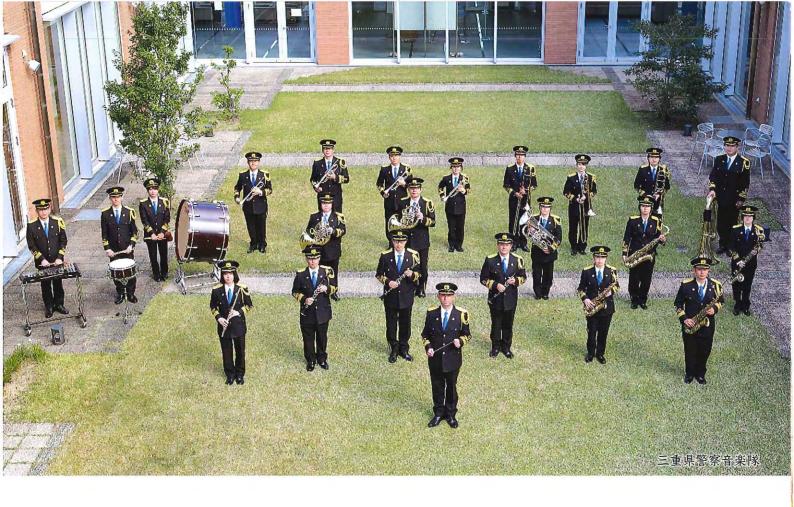
このほか、平常時には自動車警ら隊や機動捜査隊の勤務につきながら、機動隊に準じた形で警備 訓練を行う管区機動隊が設置され、大規模警備活動では府県を超えて広域運用されています。

【機動隊の専門部隊】

- 〇 銃器対策部隊
- NBC テロ対策部隊
- 〇 爆発物対策部隊
- 〇 水難救助部隊
- レスキュー部隊



【爆発物の処理訓練】



三重県警察採用情報 HP



三重県警察採用係 Twitter @MiePolice_saiyo



三重県警察 HP



三重県警察広報室 Twitter



三重県警察 YouTube



編集·発行 三重県警察本部警務部総務課 津市栄町一丁目 100 番地 TEL (059) 222-0110